

浄化槽工事特記仕様書

本仕様書は、「令和8年度 公共浄化槽設置工事」に適用する。

1. 工事概要

本工事は、合併処理浄化槽（以下、浄化槽）を設置するものであり、諸規定条例に適合したもので専門業者の責任施工とする。また、設置する浄化槽はFRP製又は熱硬化性樹脂製で工場生産の国庫補助対応型（環境配慮型）とする。

2. 一般共通事項

本工事の施工に当たって、下記の仕様書に準拠するとともに、法令・規則等及び特記事項を遵守しなければならない。

- (1) 「石川県土木工事共通仕様書」及び「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」
- (2) 「建築基準法」、「建築基準法施行令」及び日本建築学会の計算基準
- (3) 「浄化槽法」、「浄化槽法施行令」及び「浄化槽法施行規則」
- (4) 承認図は施工に先立ち監督員の承諾を得るものとする。
- (5) 本工事に関する関係諸官署への手続きは、速やかに受注者が代行するものとする。

3. 工事仕様

1) 浄化槽構造 (材質)	FRP 製又は熱硬化性樹脂製	
2) 設置条件	埋設（全地下式）	
3) 工事条件	杭工事	不要
	地盤改良工事	不要
	(1) 土工事	掘削 土留工 水替 ただし、必要があると判断される場合は水中ポンプを使用する。（釜場排水）
		残土処分 場外搬出処分
(2) 躯体工事	埋戻土	購入砂（山砂）及び流用土（良質土）
	鉄筋コンクリート	Fc=24N/mm2
	無筋コンクリート	Fc=18N/mm2
	鉄筋	SDA295A 規格品
(3) 放流管	蓋類	ロック式 FRP 製又は鋳鉄製
	硬質塩化ビニール管	

4. 設計条件

1) 水質

項目	流入水質	放流水質	除去率
BOD	200mg/L 以下	20mg/L 以下	90.0%
SS	250mg/L 以下	50mg/L 以下	80.0%
大腸菌数		800CFU/ml 未満	

2) 処理方式

建設省告示 第 1292 号に規定する構造であるもの又は建設基準法施行令第 35 条の規定により適合認定されたものとする。

3) 流入条件

自然流入

4) 放流条件

自然流下

5) 荷重条件

積雪荷重のみ（積雪深：1.0m、3.0KN/㎡）

5. 工事範囲

流入：浄化槽から 1m まで 放流：浄化槽から 10m まで

6. 保安

工事中の安全及び運搬における交通の安全については、細心の注意を払うとともに監督員の指示に従い、事故の起こらないように努めなければならない。

7. 工事施工の立会い及び検査

- 1) 工事の施工に際しては、主要な工事段階の区切り目又は工事完了時不明視部等につき特に必要と認められる施工箇所については、監督員の立会い及び検査を受けなければならない。
- 2) 監督員の立会い及び施工検査の際は、現場代理人又は主任技術者が立ち会わなければならない。

8. その他

- 1) 工事の施工について、交通その他の関係で必要と認める場合は、監督員の指示により作業時間の短縮、制約並びに一時中止を実施することがある。これに対して受注者は、請負代金額の増額及びその他の異議を申し出ることとはできない。
- 2) 騒音、振動等の公害を防止することに努め、住民に迷惑をかけないよう十分な対策を講ずること。
- 3) 運搬車からの落ちこぼしやタイヤ付着土砂により道路を汚すことのないよう十分な対策を講ずること。汚した場合は、速やかに除去・清掃を行うこと。
- 4) 工事現場において発生した処分対象外の材料及びその他のもので監督員の指示するものは、所定の場所へ運搬・整理するものとする。
- 5) 契約後、設計書及び仕様書に疑義が生じた場合は、すべて市の解釈に従わなければならない。
- 6) 浄化槽内の消毒剤については、満タンになるよう補充すること。
- 7) 機器からコンセント又はブレーカーまでの配管配線設備工事は本工事に含む。
- 8) この工事は、いしかわ週休 2 日工事（週単位の現場閉所）の対象である。これは「いしかわ週休 2 日工事実施要領」及び「いしかわ週休 2 日工事実施要領細則」を準用するものとする。

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更に係る特記仕様書

下記の建設資材については、安定的な確保を図るために、平常時よりも輸送費をかけて遠隔地から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。

また、購入費（現着の資材単価）及び輸送費に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び輪島市建設工事請負業者等の指名停止に関する要綱に基づき入札参加停止等の措置を行う場合がある。

○購入費の対象となる建設資材は、生コンクリート、石材・骨材・土砂、アスファルト合材、コンクリート２次製品とする。

○輸送費の対象は、仮設材（鋼矢板、敷鉄板等）とする。

〔協議〕

受注者は、遠隔地からの建設資材調達に要する購入費及び輸送費に係る設計変更を請求しようとする場合は、様式１に次の事項を添付し、発注者と協議すること。

①遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称
（使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」）

②遠隔地から資材を調達せざるを得ない理由

（平常時の輸送元に、建設資材がないことを証明する資料※など）

※平常時において出荷可能な３社以上の見積り依頼書及び辞退が明記された回答書等の原本

③製造・生産工場を選定した理由

④建設資材の見積書

⑤その他、監督員が必要と認めるもの

〔設計変更の協議〕

受注者は最終精算変更時点において、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）、使用証明資料（納品書等）を工事打合せ簿に添付して監督員に提出し、請負代金額の変更について協議すること。

労働者確保に要する間接費の実績変更に係る特記仕様書

第1条 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて契約変更することができるものとする。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借り上げ費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

第2条 受注者は、設計変更を希望する場合、工事着手までに概算の実績予定費を含め様式1により監督員と協議するものとする。なお、実績変更対象費の対象は「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用基準」に記載のとおりとする。

第3条 受注者は、労働者確保に要する間接費の設計変更を請求する場合は、工事打合せ簿に、実績報告書（様式3）及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。）を添付して監督員に提出し、請負代金額の変更について協議するものとする。
なお、実績報告書及び証明書類の提出期限等については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

第4条 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、間接費の設計変更の対象としない。

第5条 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、積算基準及び標準歩掛に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

第6条 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び法的措置及び入札参加停止等の措置を行う場合がある。

第7条 受注者は、間接費の設計変更に係る契約変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。